

■学校経営のポイント

体罰・わいせつ行為・セクハラの根絶

小島 宏

体罰・わいせつ行為・セクハラは犯罪で「してはならないこと」と分かっているはずなのに、教職員による事案が頻繁に報道され、厳しく批判されている。悲しく恥ずかしい状況である。

そして、その度に、謝罪会見で教育長や校長などから「関係者に対してご心配とご迷惑を……。再発防止に努めます」という誠意のないきまり文句(謝罪)が繰り返し発せられている。体罰・わいせつ行為・セクハラはなぜ根絶できないのだろうか？

違法行為であることの周知徹底

第1に、学校教育法11条、文部科学省や教育委員会の通知、ガイドライン、研修資料等を具体的に示し、体罰・わいせつ行為・セクハラが犯罪であることを、周知徹底させる。

その際、他のテーマと抱き合わせにすることなく、これらの周知徹底だけを目的にした時間を設定し、緊張感を持って受け止めさせることが肝要である。

趣向を変えた研修会

第2に、体罰・わいせつ行為・セクハラが不当であることを教職員に証明させるのである。

○体罰とは何か？ なぜしてはいけないのか？
○わいせつ行為とは何か？ なぜしてはいけないのか？

○セクハラとは何か？ なぜしてはいけないのか？

2人一組で上記のいずれかを分担して調べさせ、A4一枚程度のレポートを作成させて、短時間の報告会をこまめに行い「絶対にしない」態度づくりを図るようにすることも考えられる。

多忙な中での取り組みであり、かつ教職員一人一人の当事者意識と自己抑止力を醸成することが目的

なので、法規、通知、ガイドライン、判例などを揃えたコーナーを設置し、必要な資料をコピーアンドペーストして作成できるよう便宜を図る。

第3に、懲戒と体罰の違い、SNSへの投稿など、理解の難しい事柄については、校長や教頭、ミドルリーダーで分担し、具体的な事例や裁判の判例などに基つき、機会をとらえて理解させるよう努める。

ミドルリーダーを巻き込むことによって、若手教職員への指導に目を向けさせることができ、将来管理職として危機管理を行うための研修の機会になるという副産物もある。

封じ込める5つのポイント

第4に、決して目新しいことではないが、「未然防止が第一(リスクマネジメント:リスクを回避する危機管理)」として自分自身が実践してきた5つ(4段階&1)のポイントを紹介する。

○ポイント1:年度当初に、体罰・わいせつ行為・セクハラ などにつき、資料をもとに周知徹底する。

○ポイント2:学期始めや長期休業直前など節目ごとに、同上のことについて繰り返し指導する。

○ポイント3:不祥事の報道などの事例を挙げて、適時に指導し、再確認させ注意を喚起する。

○ポイント4:それでも理解が不十分(その恐れが感じられる)な教職員には、人権に十分配慮しながら個別にこまめに声を掛け、牽制し封じ込める。

○ポイント5:加えて、子どもや保護者に対して、「私は、……はしません」と、学級開きや年度当初の保護者会などの際に約束することを奨励する。このことによって、自己抑制の意識が一層高まるからである。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●答申・通知のポイントが3分でわかる 《最新刊》

マップ&シートで速攻理解！ 最新の教育改革 2017

【編集】金子一彦 B5判・176頁/定価(本体2,000円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

